

令和7年第11回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年11月26日（水曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
5. 委員以外の出席者
教育部長 飯竹 永昌
教育参事 鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長 松崎 剛
教育次長兼図書館課長 香取 美弥
教育総務課長 澤部 慶
学務課長 石橋 陽一
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 仲田 敦夫
生涯学習課長 秋山 和也
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長 飯山 貴与子
都市整備部次長兼中心市街地整備課長 中村 有幸
中心市街地整備課課長補佐 木野本尚希
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
議案第34号 取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
議案第35号 取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱及び任命について
報告37 取手市立市民会館・取手市立福祉会館の指定管理者の選定結果について
承認第24号 教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認について

- 承認第 2 5 令和 7 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務
号 について定める予算案についての専決処分の承認について
承認第 2 6 令和 7 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務
号 について定める議案についての専決処分の承認について
報告 3 8 令和 7 年度第 2 回取手市部活動地域移行推進協議会について
報告 3 9 寄附の受入れについて（教育総務課）
報告 4 0 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 取手駅西口 A 街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想（案）のパブリックコメントの結果について
- (2) 1 2 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は 3 名で定足数に達しております。

令和 7 年、第 11 回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席の届けが櫻井委員、猪瀬委員からございました。

本定例会の議事録について確認のため申し上げます。

議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。

3 件ございます。まず 1 件目、11 月 5 日永山中学校におきまして、台湾の中学生とオンライン交流会を実施しまして、3 年生の有志生徒 20 名が参加をいたしました。台北市の生徒と異文化交流を行うことで、英語で伝わったというような達成感を味わうことで、英語学習への意欲を高めることを目的としました。お互いに最初は緊張した様子でしたが、お互いの国の文化を紹介し合う中で、非常に距離が縮まり、活発な交流となりました。

今回のこの永山中の実践を市内他の中学校とも共有しまして、生きたコミュニケーション能力育成のために活用していきたいと、そのように考えているところです。

2 件目でございます。11 月 4 日からの 4 日間、放課後子どもクラブの利用保護者を対象としたクラブ開放見学会を開催いたしました。クラブでは、昨年度から児童の様子や活動内容を見ていただくために、お迎えのときに室内まで保護者に入っていたく取組を実施してまいりましたが、今回新たな取組として、関心のある活動を選んで見学できるように、事前に活動内容が分かる時間割を公表しましてクラブ開放見学会として企画したものでございます。

14 クラブ全体で計 100 名の保護者の方が参加されました。保護者からは、楽しそう

に遊ぶ姿に安心したとか、勉強したい児童が別室を準備されていること、あるいは異なる学年同士が関わりを持ちながら活動していることがよい経験だと思ふといったような感想を寄せていただくことが出来ました。今後も、子どもたちや保護者の皆様の思いに寄り添ったクラブ運営を進めてまいりたいと考えているところです。

最後になります。10月15日から26日まで、東京藝術大学大学美術館取手館多目的ホールにおきまして、白山小学校の児童と東京藝大の教員、それから学生がワークショップを通じて共同制作した作品が展示されておりました。

この作品は、昨年白山小学校の校地で伐採されました桜の木を使用しています。こちらの写真にございますように、中央に幹をどんとこう床のところに置きまして、その上に全児童が共同で作成した思い出の桜の絵をつり下げまして、満開の桜に見立てました。

桜の絵は、白山小で伐採した桜の枝を使って、子どもたちがスタンプとしてぺたぺたと好きな色で桜を表現したものです。紙のほうは、茨城県の常陸大宮市にございます、西ノ内和紙という和紙、非常に丈夫な和紙なんですけれども、これを使って描いたものです。白山小のシンボルツリーであった桜の木がアートに姿を変え、長年児童を見守ってきた桜の木の思い出がよみがえる作品となりました。今後この先、校内で何とかまた設置出来ないかというところを今検討していきたいと考えているところです。

教育長報告は以上でございます、ありがとうございます。そのほかの行事報告につきましましては、本日お配りしました12月の行事予定の資料の後半に記載しておりますので、後ほど御確認のほどお願いいたします。

それでは本日の議題議事に入ります。

この前にまずお諮りをします。

本日の議事の中で、議案第34号、取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則及びその他の報告事項の1点目、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想（案）のパブリックコメントの結果につきましましては、取手駅西口の再開発事業と関連する内容が含まれていますことから、市長部局の都市整備部の職員に出席を求め、必要に応じて説明を受けることとしたいと考えておりますが、この点について御異議はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。では御異議なしと認めます。よってただいま決定した議事に限り、都市整備部の職員に出席を求め、説明を受けることといたします。

それではこれから御審議いただき、議案第34号につきまして、先ほど議決されましたとおり、都市整備部の職員に出席を求めます。都市整備部の職員が着席するまで少々お待ちください。

〔都市整備部の職員が着席〕

○教育長（石塚康英）

それでは議案第34号、取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。それでは議案第34号、取手市教育委員会の権限

に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。9月の教育委員会定例会におきまして、取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について協議いただき、同意することと決定されました。それを踏まえまして、今般規則改正を行うものでございます。提案理由は1枚目、下段のとおりとなります。

詳細を御説明申し上げます前に、現在の規則を見ていただきたいと思います。3枚おめくりいただきまして、参考資料として添付しております下部記載のページ番号で、3ページを御覧ください。現行の取手市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条におきましては、第2条の表中において補助執行させる事務と補助職員が規定をされております。この規則に基づき、現在文化芸術に関する分野について、この条項を根拠として市長部局である政策推進部、具体的には文化芸術課の職員に補助執行いただいている状況でございます。

その上で、2枚お戻りいただきまして下部記載のページ番号で1ページ、新旧対照表になっております内容を御覧ください。今般の改正規則第2条の改正におきまして、これまでの文化芸術に関する事務に加えて、新たに取手市立図書館に関する事務のうち、取手駅西口A街区地区において整備を予定している複合公共施設の図書館機能に係る部分、(仮称)取手駅前図書館の整備に関する事、及び(仮称)取手駅前図書館の管理運営方法に関する事を、都市整備部に所属する職員に補助執行させるというものでございます。

あわせまして、これまで第3条にて定められておりました専決に関する規定を見直し、教育委員会定例会にて御審議いただく議事など、重要・異例と認められるものは補助執行事務であっても教育長の決裁を受けることとすとか、今回の複合公共施設のように、教育委員会の権限に属する事務と市長の権限に属する事務とが相互に関連し合う性質の事務もあることを踏まえた調整規定として、必要に応じて補助執行に基づく決裁ラインでの決裁に加え、市長部局の補助機関での回議、合議、決裁を妨げない旨をあわせて規定するものでございます。

9月の教育委員会定例会において御説明した内容と一部重複いたしますが、現在の補助執行事務である文化芸術課所管の事務について、折に触れて文化芸術課のほうに教育委員会に御出席いただき、教育委員会にて御報告、あるいは教育委員会にて御協議いただいております。3ページの規則第4条の規定に基づきまして、実際に飯山政策推進部次長には補助執行事務を執行する側の職員として、教育委員会の会議に御出席をいただいております。この取扱いと同様に、今後の取手駅西口A街区にて進められていく複合公共施設内の(仮称)取手駅前図書館に関する事項につきましても、都市整備部の職員に教育委員会定例会に御出席をいただきながら、折に触れて教育委員会に御報告し、あるいは教育委員会にて御協議いただくということを想定をしております。

以上、本議案の説明となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは説明が終わりました。本件に対して質疑、御意見等はございましたらお願いいたします。

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、意見を終結いたします。これより議案第34号を採決いたします。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり決定をいたしました。それでは議案第 34 号が終了しましたので、都市整備部の職員の皆様には御退席をいただきます。

〔都市整備部の職員が退席〕

○教育長（石塚康英）

続きまして議案第 35 号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。議案第 35 号、取手市立学校等給食運営協議会委員の委嘱及び任命について御説明いたします。

提案理由ですけれども、令和 8 年 4 月から実施が予定されている国による給食費無償化実施に向けまして、給食費の取扱い等の検討を行うため、取手市立学校等給食運営協議会を再開するに当たり、新たに委員を委嘱及び任命するものです。

2 ページ目、参考資料の取手市立学校等給食運営協議会条例のほうを御覧ください。第 3 条第 1 項で、委員 15 人以内をもって組織するとあり、第 2 項で第 1 号委員が取手市立学校長及び幼稚園長、第 2 号委員が取手市立学校の P T A 代表、第 3 号委員が学識経験を有する者と規定されております。

前のページ、1 ページお戻りください。第 1 号委員として、小中学校長から推薦をいただきました、取手小学校の園山和彦校長、藤代南中学校の堀田将寿校長の 2 名と、公立幼稚園、藤代幼稚園の小林沙織園長の計 3 名、第 2 号委員としまして、取手市 P T A 連絡協議会から根岸孝一取手市 P T A 連絡協議会会長、藤代南中学校鈴木裕 P T A 会長の 2 名を推薦いただいております。第 3 号委員としまして、聖徳大学の人間栄養学部人間栄養学科、本山陽子准教授、竜ヶ崎保健所から石田久美子保健所所長、取手医師会からは海老原聰学校医、取手市議会からは鈴木三男総務文教常任委員会委員長、高井小学校栄養教諭の前澤紀子栄養教諭の 10 名を委嘱及び任命するものでございます。

説明は以上です。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件につきまして、質疑御意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

質疑、御意見なしと認め、これにて質疑御意見を終結いたします。これより議案第 35 号を採決をいたします。

お諮りします。議案第 35 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって議案第 35 号は原案のとおり決定をいたしました。次に、報告 37、取手市立市民会館・取手市立福社会館の指定管理者の選定結果についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。飯山政策推進部次長兼文化芸術課長。

○政策推進部次長兼文化芸術課長(飯山貴与子)

文化芸術課飯山です。報告 37、取手市立市民会館・取手市立福祉会館の選定結果について御報告いたします。

市民会館及び福祉会館の管理運営は、指定管理制度により令和 8 年 3 月 31 日まで公益財団法人取手市文化事業団が行っております。令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間につきましても、取手市公の施設指定管理者選定委員会を 2 回開催し審議した結果、コロナ禍など困難な環境下での運営実績、利用団体との連携と活動支援、コスト面などから、公益財団法人取手市文化事業団が非公募の指定管理者候補者として適当と認められましたので、指定するものです。

御説明は以上となります。

○教育長(石塚康英)

説明が終わりました。本件に対して質疑御意見がありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 37 の質疑御意見を終結し、以上をもって報告 37 の議事を終わりにいたします。

次に、承認第 24 号、教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長(澤部慶)

教育総務課の澤部でございます。承認第 24 号、教育に関する事務について定める専決処分についての専決処分の承認について御説明いたします。専決処分という文言が連続しており紛らわしい題名で恐縮ですが御了承ください。

内容から先に御説明申し上げます。3 枚おめくりください。左肩に専決処分第 29 号と記載されているページとなります。内容といたしましては、8 月の教育委員会定例会にて御報告申し上げました、取手小学校敷地における倒木の事案に関するものです。このページ下から 5 行目、事故の概要の欄を御覧ください。令和 7 年 8 月 11 日に発生しました取手小学校敷地内の樹木が倒木して隣接する相手方所有の住宅の屋根に接触したという事案でございます。屋根と屋根の下の天井、外壁のそれぞれ一部と、落下地点にあった雨水ますの蓋が損壊し、先般それぞれの損壊部分の復旧工事が完了したところです。これを踏まえまして相手方様に対し、損壊の復旧費用の全額である 148 万 5,000 円を市が賠償し和解するというものでございます。

こちらは本来ですと、市議会の議決案件となります。しかしながら、相手に及ぼした被害に対する早期の損害の賠償、損害の回復を図る観点から、地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分を市長が行った上で、直近の議会に承認案件として承認を求めることとしたく、市長の専決処分に先駆け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、11 月 19 日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答いたしましたものです。

この回答に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いました。要約いたしますと、本来は、市議会の議決事件となるものを、市長が専決処分において執行するに当たり教育委員会に意見を求められた、意見を求められた教育委員会は教育長の専決処分により異議はない旨を回答したという流れになります。この手続に

関する事項が、前3枚に記載されている内容となります。

またこの専決処分案件につきましては、昨日11月25日付けで、取手市長から取手市議会議長あてに承認案として送付をされております。12月2日開会予定の令和7年第4回取手市議会定例会において審議される内容となっております。

以上、教育長の専決処分について御報告し、承認を求めるものでございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、質疑、御意見ございますでしょうか。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。専決の専決の承認ということで理解しました。

令和7年8月11日のことで、今回11月ですので、タイムリーで適切な判断だと思います。それについては全く異議はありません。

今後のことで、こういうことが起きたときに取手市の小中学校の敷地内の樹木等で同じようなことが起こりうるかどうかの調査等については、これからどのようにお考えでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

お答え申し上げます。この8月11日の事案の発生後、取り急ぎお盆の期間を使いまして、学校が閉庁されていたこともありまして、教育総務課のほうで職員で手分けをして全校の全樹木を改めて確認をいたしました。その上で教育総務課の職員が目線で気になる樹木については、チェックをかけております。そこから先については、実際に樹木の専門の事業者ですとか、そういう方々にも見ていただきながら、真に伐採を取り急ぎ行うべきものについては、既に一部の樹木について着手をしている状況でございます。やはり樹木の経年の劣化とかも含めて気になるところではございますので、今後も注意して見てまいりたいとは考えております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。ちょうど台風の時期でもあったものですから、本当に一刻も早い復旧を目指してたんですが、なかなか業者さんのほうも多忙な中でということで、一定の期間がかかってしまいまして、本当に当該の方には御心配と御迷惑をおかけしまったなということを申し訳なく思っているところです。

それでは質疑御意見なしと認め、これにて質疑、意見を終結いたします。

これより承認第24号を採決します。お諮りします。承認第24号は報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって承認第24号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に承認第25号、令和7年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

引き続きまして承認第 25 号、令和 7 年第 4 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について御説明申し上げます。こちら複数の所管にわたるため、教育委員会各課所管分の説明は私から一括して御説明申し上げた後、質疑は各所管にてお答えをさせていただきます。また、文化芸術課所管につきましては、私からの説明の後政策推進部次長から御説明を申し上げます。

次のページ及びその次のページを御覧ください。今回、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、11 月 20 日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答いたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

さらに 1 枚おめくりいただきまして、横長の紙、左肩に議案第 69 号と記載されているページを御覧ください。令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）の全体についてです。主として、歳入、歳出それぞれ 5 億 7,513 万 5,000 円を追加するものでございます。また、教育費において、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正もあわせて行っております。この本補正予算案のうち教育費について御説明申し上げます。

各ページ下に記載をされておりますページ番号で、18 ページをお開きください。18 ページですとページ上のほうにページ番号が記載をされております。18 ページの最下段となります。9 款教育費、1 項教育総務費、教育相談に要する経費、704 万円を増額計上しております。

いじめ問題専門委員会委員報酬において、重大事態調査報告書の完成に向け、委員間の会議や報告書等作成等に要する時間が増えていることから、いじめ問題専門委員会委員の報酬を増額するものです。

次のページ 19 ページ、2 項小学校費、小学校コンピュータ整備に要する経費、5,058 万円の減額を計上しております。初めに、タブレット端末設定委託料、3,077 万 1,000 円及び備品購入費の児童用タブレット端末、6,180 万 9,000 円につきましては、契約差金により減額補正するものです。また、電子黒板の購入費につきましては、文部科学省が策定した令和 7 年度から 9 年度にかけての学校の ICT 環境整備 3 年計画において、特別教室用として電子黒板等の大型提示装置を各学校に 6 台整備することが示されたことから、各学校に整備するため 4,200 万円を増額計上するものです。なお、これに伴う歳入としまして、県補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金を 351 万 9,000 円減額、市債のデジタル活用推進事業債を 3,780 万円増額計上しております。

次に、3 項中学校費、中学校コンピュータ整備に要する経費、3,796 万 3,000 円の減額計上となります。先ほどの小学校費と同様の理由により、タブレット端末設定委託料及び次ページの備品購入費の生徒用タブレット端末についてそれぞれ減額補正をしております。また、電子黒板購入費につきましても、小学校費と同様の理由により各学校に 6 台を整備するため、こちらは 1,800 万円を増額計上しているものです。これに伴う歳入としまして、県補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金並びに市債のデジタル活用推進事業債を、所要の額、減額または増額計上をしております。

続きまして、20 ページ下段を御覧ください。6 項、保健体育費、体育・スポーツ振

興に要する経費、150万円の増額となります。内容といたしましては、国際大会、全国大会、関東大会に出場する個人、団体に対するスポーツ大会出場奨励金に不足が見込まれることから、増額計上するものです。この財源としまして、ふるさと取手応援基金繰入金から105万円を充当しております。

続きまして21ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、225万5,000円を増額計上しております。こちらはTAC取手グリーンスポーツセンター敷地内でナラ枯れの樹木が10本発見されました。このため、伐採及び燻蒸の処理費用として6本分、また消毒処理の費用として4本分を樹木病虫害被害対応業務委託料として計上するものでございます。

ページが戻ります。5ページを御覧ください。こちらは令和7年度から複数年度にわたり債務を負担するものである債務負担行為補正の案についてとなります。補正予算書5ページ下から3段目、JETプログラムコーディネーター委託料についてです。期間、令和7年度から令和8年度、限度額、1,666万3,000円となります。現在、英語指導助手、いわゆるALTについては、14名を業務委託により市内小・中学校に配置をしております。またこれとは別に、英語スペシャリスト教員を山王小学校に配置をしているところです。これを拡大し、令和8年度から国の事業であるJETプログラムを活用して、英語スペシャリスト教員を配置している山王小学校を除く市内の全ての公立小中学校にALTを配置するということを検討しております。

このJETプログラムは、外国の青年を日本各地の学校や自治体に招致し、子どもたちの英語力の向上及び英語教育の充実、国際交流の推進を目的とするものであり、国が派遣及び財政支援等を行う事業です。このJETプログラムにより配置するALTの活用、管理、指導、研修、生活全般の支援を行うためのJETプログラムコーディネーターの業務について、早期にALTの配置を円滑に進めるため、契約の準備行為として債務負担行為を設定するものでございます。

次に同表の最下段、グリーンスポーツセンター指定管理料についてです。限度額については協定等に基づく指定管理経費となります。この後御説明申し上げます、議案第68号指定管理者の指定に関連して、令和7年度から令和12年度までの期間、債務負担行為を設定するものです。

ページが少し戻ります。4ページをお開きください。第2表、繰越明許費です。先ほど御説明申し上げました電子黒板の整備につきまして、市内小・中学校20校、各校6台の電子黒板の整備完了が令和8年夏頃の予定となります。このため、小学校費中学校費ともに、令和7年度から令和8年度にかけての繰越事業として、繰越明許費を設定するものです。また、この電子黒板の整備に伴う歳入で活用するデジタル活用推進事業の地方債として、6ページ第4表地方債補正において限度額を変更しております。

この後、文化芸術課所管について御説明を申し上げます。

○教育長（石塚康英）

では、続いて説明を求めます。飯山政策推進部次長兼文化芸術課長。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。続きまして、文化芸術課所管について御説明いたします。

補正予算書20ページを御覧ください。中段、9款教育費、5項社会教育費のアートのあるまちづくり推進に要する経費、取手アートプロジェクト事業運営補助金として100万円の増額を計上しております。こちらは、キリンビール株式会社寄附活動の、

市区町村が取り組む人と人のつながりをつくり、地域コミュニティーを元気にする活動に対する寄附公募で、取手アートプロジェクト実行委員会が今年度実施する大空凧プロジェクトに寄附いただけることになったため、取手アートプロジェクト事業運営補助金を100万円増額するものです。

なお、キリンビール株式会社による寄附金は、令和8年4月と9年1月の2度にわたり納付されることから、令和8年度当初予算の歳入に計上することとしております。御説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

以上が今回の補正予算における教育費の説明となりますが、1点補足をさせていただきます。補正予算案は、昨日11月25日付けで、取手市長から取手市議会議長あてに議案として送付をされました。12月2日開会予定の令和7年第4回取手市議会定例会において審議される内容となります。

以上御報告させていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは本件に対して質疑御意見がございましたら、お願いをいたします。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございます。19ページのところの小学校コンピューター整備に関する経費と、それから中学校コンピュータ整備に要する経費ということで御説明いただきましたが、この辺の減額というのはもしかしたら私考えたのは、児童数や生徒数の減少に伴って端末の台数も減ってきたことが原因であるとか、そんなところあるかと思うんですけども、その辺についてちょっと詳しく説明いただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。お答えいたします。

児童数の減少ということではなくて、これは茨城県の共同調達ということで調達をした物品になります。こちらのもともと予算化していた単価がケースも含めて5万7,500円、こちらが見積合わせをした結果4万4,800円まで落ちたということで、7,000台ほど買いますのでその差額が大きく出たということでの減額ということになります。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。

それからもう1点なんですけども、先ほどちょっとJETプログラムについてお話がありました。現行のALT、それからJETプログラムによるALTの活用で、費用面ではどのような費用の違いがあるのかちょっと御説明いただければありがたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課丸山です。

今、費用面でのということ御質問ありましたが、本当にざっくりした額にはなりますが、今現在契約しているALTの派遣委託業者とですと、1人それを増やすとなると、500万円ちょっとかかるというところなんです。それに対して、JETプログラムにおいては、1人につき482万円、昨年度ですけれどもこれの補助が国のほうから出されます。

その他もろもろ生活のこととかいろいろかかってくるんですが、大体1,000万までいかないですけども、大きな額が補助いただけることによって減額できるっていうことで見通しております。以上です。

○教育長（石塚康英）

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。英語教育ということが今非常に叫ばれている時代ですので、やはりそのALTの活用というのもより子どもたちに寄り添った活用でやっていただければありがたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

はい、石隈委員、

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました、よく分かりました。

1件だけ、9ページの1番上にあるいじめ問題専門委員会委員報酬が704万増ということで、専門委員会の開催が増えるということで十分理解出来ました。この専門委員会委員の報酬の今の規定等について、ちょっと押さえるためにもう1回教えていただけるとありがたいです。時給とか回数ごととか、簡単な情報で結構です。

○教育長（石塚康英）

教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センターの仲田でございます。報酬額につきましては、後ほど、私のほうから御連絡させていただくような形でよろしいでしょうか。すいません。

○教育長（石塚康英）

ちょっと連絡をして、閉会までにお示し出来たらいいかな。申し訳ございません。

はい、澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。ただいまの御質疑に関しましてお答えできる範囲でお答えさせていただきます。

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのがございまして、この中でいじめ問題専門委員会の委員長の報酬が、こちらが日額で1万7,000円で、委員の報酬が日額で1万5,000円というのがまず1点ございます。

ただ、このいじめの事案に関する調査ですとか報告書の作成といったような事務が、いろいろと発生するところがございます。その場合には委員長、委員ともに8万8,000円を超えない範囲内で規則で定める額を支給するという規定がございまして、こちらは同じく取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の中で、それぞれの事務に対してどのような報酬を支払うのかということが規定をされております。

一例で申し上げますと、例えば重大事態等に係る関係者へのヒアリングですとか、その前後に行われる委員間の打合せ、そういったようなものですと1時間につき1万1,000円をお支払いするとかです。あとは、例えばですけれども重大事態等の調査に係る報告書の作成及び確認に関する事務については、30分につき5,500円といったような形で、それぞれの事務に応じてそれぞれにさらに支払っていく額が規則のほうで定められております。

この規則少々分量が大きいものですので、このあたりを一例とさせていただきます。以上でございます。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました、よく理解出来ました。

全国知ってるわけじゃないんですけど、ほかのところと比べて非常に丁寧な額だと思います。いじめ問題の委員、全国的に調査も含めてとても大変なお仕事なので、お願いするのが厳しいこともあって、最初からこういうことをお願いする、報酬はこうですよというのをお伝えすることが望ましいと思いますので、そういう規定表みたいなものがシンプルなものがあれば望ましいというふうに思います。今の御説明はそれで大丈夫です。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほか、質疑御意見等ございますでしょうか。

JETのお話についてはさっき指導課長からもありましたけれども、やはりもうこの先、英語というのは多様化の時代の中では必須になってくるものだと考えていて、少しでも子どもたちの英語教育の充実を図るという意味で、全校配置ということは今回提案しようと考えているところです。

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて質疑、御意見を終結します。

これより承認第25号を採決いたします。お諮りします。承認第25号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、承認第25号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に承認第26号、令和7年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

引き続きまして承認第26号、令和7年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について御説明いたします。こちらにも複数の所管にわたります。教育委員会各課所管分の説明を私から一括して御説明申し上げた後、質疑は各所管にてお答えをさせていただきます。また文化芸術課所管につきましては、政策推進部次長から御説明を申し上げます。

次のページ及びその次のページを御覧ください。今回、両ページに記載されております(1)から(5)までの5件の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、11月20日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答いたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、

教育長において専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

各案件について御説明を申し上げます。さらに1枚おめくりいただきまして、左肩に議案第54号と記載されているページを御覧ください。取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例となります。各条例とも共通の改正趣旨となりまして、関連する条例を一括して改正しているというものでございますが、ここから5枚おめくりいただきますと、第3条として取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正がございませう。こちらが教育委員会、子ども青少年課が所管をしております、この改正について意見を求められたというものでございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。この改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加を行いますとともに、改正により移動が生じる児童福祉法の条項を引用している部分について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、また何枚かおめくりいただきまして、左肩に議案第57号と記載されているページを御覧ください。議案第57号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、令和7年度において、旧取手第一中学校体育館耐震補強大規模改修工事を実施しております、工事完了後の令和8年度から旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて、新たに体育施設として管理するため本条例の一部を改正するものです。

次のページ新旧対照表のほうも御確認いただければと存じます。この改正において旧取手第一中学校体育館を体育施設として位置づけるその施設名称を取手市立井野体育館としております。施設の利用日につきましては、毎週月曜日、月曜日が祝日に当たるときはその翌日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日としております。また、施設利用時間については体育館が午前9時から午後9時まで、グラウンドは午前9時から午後6時までとしております。体育館の使用料につきましては、団体利用において3時間当たり1,800円、個人利用としまして3時間当たり一般の方は300円、小学生及び中学生は140円、未就学児は無料とし、市内在住、在学又は在勤以外の利用者は5割増としております。また、グラウンドの使用料は無料としております。そのほか条例中の文言の整理等を行うものでございます。

続きまして、左肩に議案第58号と記載されているページを御覧ください。取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本件につきましては、令和7年度において、市内小・中学校の体育館及び中学校武道場に空調設備の設置が完了することに伴い、令和8年度から学校体育施設の開放において、当該空調設備の使用が可能となることから、空調設備の使用料について新たに定めるものです。1時間当たりの空調設備の使用料につきましては、小学校体育館において1,000円、中学校体育館では1,500円、中学校武道場では500円とするものです。こちらは、空調設備を使用した場合にのみ発生する費用となります。

次のページ、議案第61号につきましては、文化芸術課所管となりますので、政策推進部次長から御説明をさせていただきます。

○教育長（石塚康英）

飯山政策推進部次長兼文化芸術課長。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

議案第 61 号、取手市立市民会館・福祉会館の指定管理者の指定について御説明いたします。

先ほども御報告させていただきましたが、取手市立市民会館及び取手市立福祉会館につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで公益財団法人取手市文化事業団を指定管理者として管理してまいりました。現指定管理者の指定管理期間は令和 7 年度で満了となるため、令和 8 年度からの指定管理者について選定委員会による慎重な審議の結果、同事業団は市民に対して優れた芸術文化活動の奨励、育成を図り、地域に根差した活動実績が評価されましたので、引き続き公益財団法人取手市文化事業団を指定管理者として指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。御説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

それでは次のページをお開きください。議案第 68 号、取手グリーンスポーツセンターに係る指定管理者の指定についてです。

先月の教育委員会定例会におきまして、指定管理者の選定については御報告を申し上げたところですが、令和 8 年度からの指定管理者について、指定管理者選定委員会での慎重審議の結果、日本スポーツ振興協会グループが選定されたことから、当該団体を指定管理者として指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。以上が議案についての説明となります。

これらの議案ですが、先ほど御承認いただきました予算案と同様に、昨日 11 月 25 日付けで取手市長から取手市議会議長あてに議案として送付されております。12 月 2 日開会予定の令和 7 年第 4 回取手市議会定例会において審議される予定の内容となっております。

以上、御報告をさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について質疑、御意見がございましたらお願いします。戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございます。大変分かりやすかった説明でよかったなと思いました。

資料をもらったときに、やはり私たちにとっては初めて聞く言葉もありまして、その中の一つが先ほど出ましたけども、地域限定の保育士の資格ということで、自分なりに調べてはくるんですけども、説明いただいてありがとうございました。

今回、最初の議案のところで、保育士関係というと教育委員会管轄じゃないよなと思いつつも御説明の中で放課後児童クラブのところですよという説明があったんですってしましたし、それから議案 57 号の、旧取手一中体育館、私も自然に旧取手一中体育館と言ってたんですけども、なるほどそうだよな、もう旧取手一中じゃなくて、取手市立井野体育館、いい名前を付けたなと思いつつも資料を読ませていただきました。

もし、市内に元は学校であるこういう施設とかがほかにございましたらば、ちょっと御紹介いただければと思うんですけど、ここだけでしょうか。

○教育長（石塚康英）

何かございますか。では澤部課長。

○教育総務課長（澤部慶）

お答えいたします。今回、取手市立体育施設の設置管理条例の改正をしまして、井野体育館ということで新たに設けてまいります。それ以外にこれまでの経緯の中では、旧取手市立高須小学校の体育館については、今高須体育館ということで、同条例及び施行規則の中で用いているところでございます。

あとは、それ以外のところということになりますと、廃校となっている学校教育施設として旧小文間小学校の体育館、あとは旧井野小学校の体育館などということですが、こちらはそれぞれ利活用の計画を政策部門のほうでも進めているところでございます。それぞれの建物について、現状この体育施設の設置管理条例のほうで定めているというわけではなく、廃校施設としてそれに準じた扱いを行っているという状況でございます。以上となります。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。では質疑、御意見なしと認め、これにて質疑御意見を終結いたします。

これより承認第26号を採決します。お諮りします。承認第26号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって承認第26号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に報告38、令和7年度第2回取手市部活動地域移行推進協議会についてを議題といたします。報告を求めます、稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。報告38、令和7年度第2回取手市部活動地域移行推進協議会について御報告させていただきます。今回の会議につきましては、協議会委員12名に加え、茨城県の担当職員1名が出席してくださいました。

令和7年度の取組について、資料の2ページ及び3ページを御覧ください。今年度は12クラブ、19部活動がモデル事業を行っております。どのクラブも県南大会、県大会と出場し、よい活動が出来ていると考えております。また、広報とりで8月15日号に部活動地域移行、地域展開の記事を大きく掲載したことで、保護者の認知がされてきております。

9月には、全中学校の生徒、保護者、教職員、小学校5、6年生の保護者にアンケートを実施いたしました。中学校の不安なこととしては、参加費などがあるので、保護者の負担が気になることへの意見が多くありました。小・中学校の保護者の不安なこととしては、移動中の安全管理や送迎などに時間がかかるという御意見が多くありました。また、子どもたちのために充実した活動の場をつくってほしいという意見が多くありました。教職員は、指導に当たることを希望すると答えたのは、条件付きを含め35パーセント、希望しないと答えたのは60パーセントでございました。

来年度の指導者は、20クラブで40名を予定していますが、今後校長先生、先生方

と連携を図っていきたいと考えております。10月以降は、中学校を訪問して、先生方とヒアリングを実施し、指導員として希望調査を実施し、11月6日に取手市福祉交流センター、11月14日に藤代庁舎において保護者説明会を2回開催し、約150名の保護者に参加していただきました。年内には来年度の実施クラブや指導者を決定し、年明けには子どもたちや保護者にも周知したいと考えております。また、2月には各中学校を訪問し、新入生説明会で説明していく予定でございます。

続きまして、8年度の事業計画について、資料の4ページ及び5ページを御覧ください。部活動地域移行、地域展開につきましては、市の事業ではありますが、市が直接行うのではなく、運営団体、取手地域クラブ活動推進協会を設立し、その中で地域クラブの各競技、各種目ごとにそれぞれ指導員のリーダーが中心となり実施していく予定であります。また、協力団体として取手市部活動地域移行推進協議会があり、協力体制をお願いしてまいります。

資料の6ページを御覧ください。中学校の部活動にないものにつきましては、既存の地域の団体などと連携して、中学生のために多様な活動場所をつくっていく予定であります。

7ページを御覧ください。地域団体と連携した地域移行の取組については、今年度8月25日に夏の油彩講座を取手市内中学校美術部員を対象に実施し、取手第一中学校生徒2名、取手第二中学校生徒1名が参加いたしました。また、9月14日にはYONEX取手バドミントン教室を取手市内中学校バドミントン部員を対象に実施し、取手第一中学校、藤代中学校、藤代南中学校の生徒12名が参加いたしました。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。受益者負担と公費のバランスについて説明いたします。令和8年度から保護者に御負担いただく額といたしまして、1人当たり月会費3,000円、年会費2,000円を予定しております。その中で、指導者の謝礼、保険料などに充てていきたいと考えております。また、生活困窮世帯への負担軽減分や、協会職員の人件費、地域クラブの消耗品などは市からの補助金で賄っていきたいと考えております。これらのことを考えて算出すると、月会費5,500円、年会費2,000円がかかってしまうのが現状であります。保護者の負担をなるべく少なくしてほしいという意見もあり、市から1人当たり2,500円を補助するというところで考えております。そういたしますと、保護者負担と市、国の補助金の割合は、保護者負担4割、補助金6割のバランスになります。

指導者の謝礼金につきましては、来年度は1時間1,600円で考えております。会費は自治体によってばらつきがあり、取手市としては質の高い指導者を確保して、持続可能な運営を実現したいと考えております。取手市の場合は、謝礼金のほかに交通費についても支払っていますので、指導者の負担軽減に努めております。また、ほかの自治体につきましては支払いの上限を設けているところもありますが、取手市は設けずに報酬を支払う方針であります。金額だけではなく、中身を理解していただければと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。質疑、御意見ありましたらお願ひいたします。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。毎回御説明のたびに理解は進んでいると思います。

3点ほど、お尋ねしたいと思います。まず、体育だけではなくて、美術等も含めてこういう文化系のものが入ることはとてもいいことだと思います。現在は吹奏楽が入っているということですね。吹奏楽はスポーツじゃないんですけど、かなり体力も必要で、それはともかく、そういうところで進めていくことはとてもいいことなんですが、私も理解不足なんですけど東京藝大との連携とかこの方向では何か可能性ってあるもんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

美術とか音楽もそうなんですけども、それは今後できるものがあれば、そういったものと関連づけていきたいなとは思っています。

○教育委員（石隈利紀）

できればねいいですね、取手らしくなってね。ありがとうございます。

2点目です。会費のところ、ちょっと私の理解不足なんですけど、年会費が2,000円で、月会費が3,000円。年の事務手数料と月会費というのは分かるんですけど、年の会費があって、また月の会費があるというこの組立てが、ぱっと聞いただけでは分かりにくいので、この内訳を説明していただければと思います。

○教育長（石塚康英）

はい、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

まず、年会費の2,000円については、スポーツ保険とか指導者の謝礼金の振込手数料とかに充てたいと考えております。実際の月会費の3,000円については、指導者の謝礼分というものをそれで賄っていきたくて考えております。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。そうすると年のほうは、年手続費用とか、会費を二重に取っているように聞こえないように、何か今後工夫されたらなと思います。すいません素人考えです。

もう1点です。これは毎回出てますが、指導者の質を上げたいと言っていたんですけど、指導者の質を取手市ではどう考えていくか。もちろんスポーツとか芸術ですので、その指導力というのもあるんですけど、今まで部活ということであれば学校教育の一環として行っていたということがあるので、子どもの発達支援ですよ。

それから今まで部活の中で、取手市は。というのは、一般論として体罰等もいろいろと報告されてきたこともありますので、そういった意味では勝利至上主義ではない方向に行くことを願ってますけど、この指導者の質というのはどう考えてどう実現していくかについて、現時点でのお考えや予定がありましたら教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

お答えさせていただきます。保護者のアンケートでも、やはり今の先生、兼職兼業でやっていただくのが一番安心だというところの御意見が多いところです。やはりいろいろハラスメントとかそういったものの研修とか受けていらっしゃる先生なので、そのまま移行できれば保護者としては御安心だという御意見が多いので、まずは来年

度から会費を取って本格的に土日の移行が始まりますので、御協力いただける先生には兼職兼業でまずはやっていただいて、今現在吹奏楽のほうは民間の指導者の方も入っていただいておりますので、少しずつ地域の方にも指導者として入っていただいて、というところで広げていければなと考えております。以上でございます。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。取手市における地域のこういう活動について、「指導者は以下の3点を満たしていること」とか何か基本的な方針があるといいですよ。子どもの発達、成長支援することを重視するとか、あるいは文化芸術に親しみ、力をつけることを大事にするとか、何か三つぐらい、三つでも幾つでもいいんですけど、というところで追加の意見です。スポーツとなると私も子どもが野球やってたんですけど、やっぱり勝たしてくれる監督やコーチっていうのは、輝いて見えるわけです。その裏に体罰も出てくるわけですけど、せっきくの機会なのでそういうことを最小限ゼロにしていく方向で、「取手市の指導者とはこういうものであるというのがある」といいなと思って、意見を述べました。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

御意見ありがとうございます。やはり今後地域移行を進めていく上で、まずは楽しくやりたい部活の場をつくるというのをまず大きく考えております。その中で、やはり強くできるっていう勝利至上主義ではなくて、プラスアルファとして強くなっていければなという、基本的には子どもたちが楽しくやりたいスポーツの競技をできる場をつくるということをまず第一として考えていきたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

5ページのところにある内容なんですけども、平日とは違う種目に参加することも可能ですということがあったので、今大谷翔平じゃないですけども、二刀流三刀流の時代なので非常にいいなと思いました。

質問なんですけれども、部活動、学校に部がある学校とないところとあるかと思うんですけど、基本的にはこれ土日の活動だけ、祝日の活動だけと考えてよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

お答えさせていただきます。まず、来年度からは土日の部活動を移行するという形で進めておりますので、国のほうも将来的には平日も移行したいという考えがあるんですけども、取りあえず今後土日を移行して、その辺の実証実験ではないんですけど、その辺の状況を見て国のほうもどうするかということは今後示していくとは思って考えております。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。先ほど石隈委員のほうからも勝利主義になってしまっていると話ありましたが、私もその点を心配していて、多分学校の先生方はそういうことではないと思うんですけども、一般の方になった場合に心配されるのが、土日以外に

も子どもに声をかけて、ふだんの日の活動をするとか、そういうことも出てきてしまっ
てはいけないかと思うので、その辺はしっかりと市のほうの意向を伝えて、指導者
というものを養成して行ってほしいなと思うところです。以上です。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。

先ほど石隈委員からも藝大との連携とかお話があったんですが、この地域移行の理
念っていうのは、今あるものをそのまま移すっていうだけでは決してなくて、やっぱ
り自治体ごとの特色のあるものを新たに立てていくっていうものも大事だと思っ
ていて、それがきっかけで子どもたちの興味関心の受け皿っていうのがたくさんになっ
たほうが、自分に合ったものを見つけて自己実現が図られるのかなと思っています。

ただ一方で何か先に箱をつくってしまったときに、本当にニーズがあるのかって
いうところがまだまだ不明なところがあるので、まずは今部活にないものについては、
説明があったように既存の地域の大学も含めた団体さんなんかと連携して、体験会と
か多様な場所をつくって行って、これはニーズがあるなってなったときにはこのクラ
ブのほうにつくるとかっていうそういう発想で今のみんなには考えてもらっている
ところです。eスポーツとかいろいろ考えられるものはあるのかなとは思っているところ
です。御意見ありがとうございました。

では以上で報告、38の議事を終わりにいたします。

次に報告39、寄附の受入れについてを議題といたします。報告を求めます。澤部教
育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部でございます。報告39、寄附の受入れについて御説明申し上げま
す。こちらにも複数の所管にわたります。私から一括して御説明申し上げた後、質疑は
各所管にてお答えさせていただきます。

次のページをお開きください。寄附いただいた方御本人様の御希望により、お名前
は非公表ではございますが、現金40万円を令和7年4月9日に御寄附いただきました。
その際、寄附者の方からは、放課後子どもクラブ、特別支援学級、小学校の備品
等に役立てていただきたいとお話をちょうだいいたしました。寄附者の方の思いを
受けまして、各所管課において検討し、先般購入、納入が完了したものでございます。
それぞれ写真でもお示ししております。桜が丘小学校などでの放課後子どもクラブ用
座卓として合計6台、宮和田小学校家庭科室のミシン2台、高井小学校特別支援学級
での知育教材一式となります。

令和7年4月11日付けで、寄附者の方に感謝状をお贈りいたしました。御寄附
いただいた方の思いをありがたく受け止め、それぞれの物を大切に活用してまいりた
いと考えております。

以上御報告をさせていただきます。

○教育長（石塚康英）

報告がありました。質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいで
しょうか。

質疑御意見なしと認め、これにて報告39の質疑意見を終結いたします。以上で報
告39の議事を終わりにします。

次に報告40、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。
本件について報告を求めますが、その前に関連する茨城新聞の記事、新聞をコピー出

来ないものですから、回覧させていただきます。報告を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田でございます。報告 40、いじめ防止策の取組状況に関する報告について御説明いたします。

令和 7 年度第 2 回取手市いじめ問題対策連絡協議会についてです。10 月 31 日に取手市いじめ問題対策連絡協議会を実施いたしました。本協議会は、いじめ防止対策推進法第 17 条第 1 項及び取手市みんなでいじめをなくすための条例第 18 条第 1 項、2 項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、取手市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発等を行うためのものであります。協議会の委員は学校関係者だけでなく、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年相談員連絡協議会、小・中学校 P T A 連絡協議会、児童相談所、警察署、取手市青少年センターなどです。

今年度の第 2 回目となりますが、5 月 9 日の第 1 回目と同じく、日本スクールカウンセリング推進協議会理事、日本教育カウンセラー協会理事の藤川章先生を講師にお招きして、議事の 1 と 2 の後、「いじめが起きにくい学校・まち とは？」という議題でグループ協議を行いました。

また、今 11 月 8 日付けの茨城新聞を回覧していただいていると思いますが、今回は初めての試みとしまして、市内中学校 6 校より中学生 17 名がグループ協議に参加し、中学生の生の声を聞かせてくれました。時間的には決して長いものではありませんでしたが、充実した協議となりました。

資料の 1 ページの中ほどにありますように、いじめの問題は学校だけでなく家庭や地域、関係機関などがそれぞれの強みを生かし、同じ目的のもと共同して役割を果たすことが大切です。とはいえ、まだまだ学校と保護者、家庭、地域との間でいじめの問題に対する捉え方や、認識において差があることが課題であり、この取組を行えば改善が図れるという絶対的なものはないと思います。まずは、円滑な連携を図る体制を築いていくことが大切だと思います。構成員同士の顔の見える関係をつくること、その上でいじめ防止の取組を推進するために、それぞれの役割において何ができるかを考え、共有し、実践につなげていくことができるよう、今後もいじめ問題対策連絡協議会を進めてまいります。P T A や地域の関係団体と、学校関係者における協議を充実したものにし、地域ぐるみの取組を推進していけるよう、次回の開催に向け運営や議事の内容についてセンターで検討してまいりたいと思います。

2 ページからは参加者の声、4 ページには当日の写真を載せてございますので、御覧いただければと思います。

報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見がございましたらお願いいたします。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。今回、中学生が参加したということで、とてもいいなと思いました。参加してくれた中学生は、各学校の代表というかそんな感じですかね。中学生がここに出て、話し合った経験等を各学校に持ち帰って、ほかの生徒とも一緒にこのいじめの問題を考えると、スローガンつくるとかというのを考えるといいなと思いました。それから教育長もお話しされたように、多様性が認められる

地域学校づくりってというのがいじめに関わるとても大事な教育テーマなので、それについていじめが起こる・起こらないの背景にあることも取り上げていくのはとてもいいなと思いました。

もう1点が、1ページ目の図なんですけど、いじめ事案発生時の対応組織の資料よりということ、とてもいいなと思うんですけど、今後改定する機会があったら、保護者との連携というのをちょっと早めに入れておくといいかなと思いました。例えば各学級・学年というときに、初期対応のところの次ぐらいに保護者への報告、相談とか、右のいじめ対策チームの取組内容も、初期対応の方針決定の後に保護者との連携とかですね。私もいじめの事案とかいろいろ限られたところですけど関わらせていただいて、やっぱり重大になっているのは初期対応が十分でない、それから組織的な対応でない、今回、いじめ対応チームというのがあるので、これが定期的に開かれているかってのはとても大事ですけど、初期対応、組織的対応、それから保護者との連携ですね。どうしても私たちは保護者に対しては報告するっていう立場になるんですけど、報告ではなくて、こういうことが起きたので一緒にやりましょう。いじめを受けてるかもしれない子どもについては一緒に守りましょうというのが初期からあるといいんですけど、どうしても報告した後1か月して、ちょっとひどくなりましたという報告をすると、保護者からすると何か放っておかれたという気持ちになりやすいので、ぜひ今後の改定のときには、初期対応の後に保護者との連携というのも強調するとさらにいいかなというのが私の意見です。以上です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター課長（仲田敦夫）

ありがとうございました。ぜひ改定のほうを少しずつ検討していきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

子どもたちの表情も非常によかったんですが、それを見ていて取り巻く大人たちでもですね、やっぱり中学生と話せるっていう機会を大変喜んでいただけたなっていう、そんな感じを受けました。

それでは以上で報告40の議事を終わります。

次にその他に入ります。

その他の1点目、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想（案）のパブリックコメントの結果については、取手駅西口の再開発事業に関連する内容が含まれているため、都市整備部の職員の出席及び説明を求めます。着席するまで少々お待ちください。

〔都市整備部の職員が着席〕

○教育長（石塚康英）

では早速ですが、その他1点目についての説明を求めます。中村都市整備部次長兼中心市街地整備課長、お願いします。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

都市整備部中心市街地整備課の中村でございます。それでは、説明をさせていただきます。

資料につきましては、3点ほど前にお配りさせていただいていると思いますが、そのうちの左上に（書式6）というふうに書いてございまして、表題が意見公募によっ

て提出いただいた意見及び反映結果という資料を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

取手駅西口A街区地区において整備を計画しております、図書館機能を中心とした複合公共施設整備に関する基本構想の案につきましては、令和7年10月12日から令和7年11月11日までの1か月間、市民意見公募、いわゆるパブリックコメントを実施した結果、7人の方から19件の意見が提出されましたので、結果の概要を御報告させていただきます。提出いただいた意見と、市の考え方を全て説明いたしますと相当な時間を要するということとなりますので、ポイントを絞って簡潔に説明をさせていただきます。

それでは1枚めくっていただきまして、提出された意見と市の考え方を御覧いただければと思います。まず、意見の番号1でございますが、こちらは高齢者、親子が憩いの場として利用できる飲食店などの施設をつくってほしいという御意見でございました。こちらは商業施設誘致を検討している準備組合と情報を共有し、今後の取組において参考とさせていただきます。

次の2番の意見は、開発推進サイドの基本構想であり、教育委員会での検討がなされていないことなどを理由として、計画の撤回を求めるというものでございますが、今までも教育委員の皆様をはじめ、教育委員会とは綿密に連携して進めてきたものであり、こういった指摘は全く当たらないため、案には反映出来ないというものでございます。

3番目の意見は、施設の愛称やロゴマークの公募を提案するものであり、こうした事項につきましては今後検討していきたいと考えているため、今後の取組において参考とさせていただきます。

4番の意見は、ふじしろ図書館を中央図書館的なものとして位置づけるなど、図書館全体の機能を組織の再編を提案するという御意見でございました。こちらは、今後庁内で検討していく必要があると思いますので、今後の取組について参考とさせていただきます。

5番目の意見は、送迎保育ステーションの設置を希望するというものですが、西口地区には認定こども園などがあり、既に子育て支援機能は一定程度整備されており、またリボンとりで内に新たな民間保育園が開園することに加えて、多くの市内の保育施設では、午前7時から夜7時までのいわゆる7・7保育の体制が整っているということから、送迎保育ステーションの設置を検討する予定はございませんので、案には反映出来ないということになります。ただし、複合公共施設の一部機能としまして、親子又は子ども同士で本、絵本と親しむことが可能なスペースの設置など、子育て支援の充実が図られる機能を有することとするという予定であります。

6番の意見は、飲食店を増やしてほしいという御意見でございました。商業施設の誘致は準備組合で検討しているため、意見を準備組合と共有し、今後の取組において参考とさせていただきます。

7番の意見は、西口交通広場に車の待機場所がなく、路上駐車が多く、また一般車乗降場は、エレベーター前の小さなひさししかないとの御意見ですので、こちらは担当の区画整理課に情報を共有し、今後の取組において参考とさせていただきます。

8番目の意見は、図書館の駐車場の利用料金を心配する御意見ですが、駐車料金を今後検討していくに当たりましては、利用者に過大な負担が生じないようにしていきたいと考えており、今後の取組において参考とさせていただきます。

9番の意見は、利用者数増加のためにはカフェだけではなく、陳列センスが必須との意見であり、機能配置や魅力的な図書の配架などにつきましては今後検討していくこととなりますので、今後の取組において参考とさせていただきます。

10番の意見は、駅周辺のサービスが高齢者寄りになっており、茨城の玄関口として活気のある駅やまちづくりをお願いしたいという御意見であり、複合公共施設は若い世代に多く利用していただけるようにし、引き続き活気のあるまちづくりを進めていきたいと考えているため、今後の取組において参考とさせていただきます。

11番の意見は、教育委員会や図書館協議会などで検討された経過がない、などの理由で複合公共施設整備に反対するというものですが、今までも教育委員の皆様をはじめ、教育委員会などの関係機関とは綿密に連携して進めてきたところであり、指摘されるようなことは全く当たらないため、案には反映出来ないということになります。

12番から最後の19番までの意見は同一の方からの意見であり、非常に長文の意見をいただきました。内容的には複合公共施設整備に反対するものであり、その理由としましては、今までの進め方が不適切、タワーマンションの建設に反対、近隣の既存建築物内に整備をすべき、図書館移設を多くの市民は望んでいないなどの理由からですが、いずれの理由も当たらないと考えるものですので案には反映出来ません。また、指定管理には反対、図書館は静粛性を求めるため吹き抜けなどの設置は論外、若者重視の施設だと図書館の機能劣化を招くといった意見も述べておりますが、こちらにつきましても懸念しているような事態が生じないような施設としていく予定であるため、案には反映出来ません。

以上、7人の方から19件の意見が寄せられ、また表紙に戻っていただきますと、こちらに基本構想への反映結果というところがございますが、Cの今後の取組において参考にするものが8件、Dの案に反映出来ないものが11件という結果になりました。以上のことから、今回のパブリックコメントによって基本構想案に反映させた意見はございません。以上、基本構想案に関するパブリックコメントの結果につきまして御報告をさせていただきます。

なお、基本構想の策定につきましては、12月1日に広報及び市ホームページにおいてお知らせをするとともに、基本構想の本文につきましても各窓口や市ホームページにおいて公表させていただく予定であります。市としましては、引き続き教育委員の皆様をはじめ、教育委員会の関係部署と綿密に協議、連携をし、全庁横断的な体制で使い勝手がよく、利便性が高い、魅力的な複合公共施設の整備を全力で推進してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。何か確認したいことがございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上でその他の1点目を終わりにします。

続いて2点目、12月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から報告いたします。まず、冒頭の教育長報告で御報告したもの以外の五つの行事をその他の行事報告として配布をしております。内容はふじしろ図書館ユニバーサルお話し会、ドローンサッカー体験会、第20回取手市民ペタンク大会、第25回取手市民グラウンドゴルフ大会、環境浄化活動についての報告でございます。御確認

をお願いいたします。

次に、12月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。御手元に12月の予定行事報告表をお配りしておりますので、こちらも御確認ください。教育委員会定例会は12月23日火曜日の午前中の予定となっております。また、文書で御通知を差し上げますので御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

本件について何か確認されたいことがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは以上で今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会